日本一統志

百二十二之四

六十

862
160

類
號
60 册

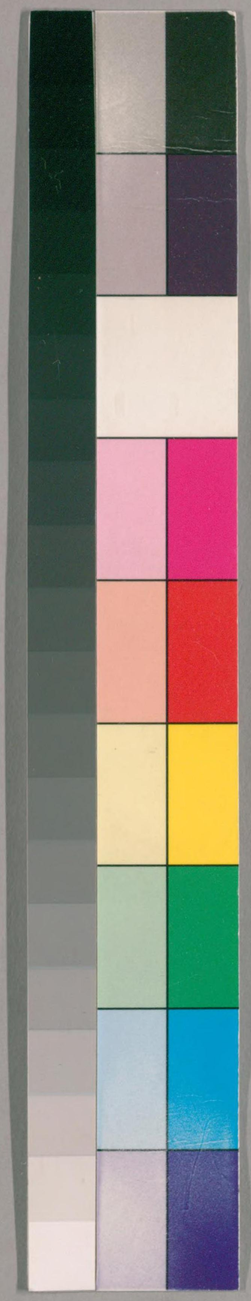

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

日本一統志巻第一百五十三

目録

一 板倉勝重江戸表ヨリ下而秀右公御存念窺之事

附二月詔御所敬本周坊家桂清師好茶御所和重之事

并天海僧正大御所ヨリ諸銀御祝之事銀三百枚ト進之事

一 大御所様竹千代の比今川家ニ人質ニ成御ニ自由御物語之事

附正月二日御謡初國持大名元中献上之次第之事

并吉祥寺駒込村ヨリ代地ヲ預リ移ル事

福原達夫氏寄贈本

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

特3 — 1

日本一統志巻第百二十三

板倉勝重江戸表ニ下る秀忠公御存念窺ニ事

明三月三日於御所殿本国坊家桂清師将棊御所

重ニ事

并天海僧正大御所ニ御銀御祝ニ有銀三百匁

ニ進ニ事

那ニ其六日田中籠後ニ右政御對面ニ有銀子千匁黒羅

沙十間御上ニ今晩本多上野介板倉伊賀ニ来月中旬

大樹御招請ニ入ル天下御政務の御お請ニ入ル其帰

越ル後ニ御祝ニ候

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

但し板倉伊賀守先月下向ゐらく大坂の義為者
を入並々処秀頼公を助く候人好臣の坐ち馬ヲ
嗜ミ見の浪人成臣抱家の様様為兵粮米和泉
河内摂津三ヶ國の賣穀成代國にふ出様に聞く事
以往々不思議の御り詰ふ旨就中上に先江戸
表に板倉成きし大樹の存念成も如何ゝ聞の
御諚意ニ有勝重武門に下りて秀忠公へ密に
中上候家柔の御探ゝ家故愛分ふ及御不覺ニ
姫も無り居事ハ秀頼の方に家臣の只変
もふ是内に此方ハ御手出しハ難ゝ成聞の思召成

板倉勝重駿府に其儀ゝ達御確ニ云々本多
上野介伊賀守に向御世ゝ大樹次第にいふし
並ヶハ家康ハ眼成蓋ゝ聞ゝ大変如返掌ニ御国
の内政乃家きれ御様に不覺いしふきハ不可
叶聞ゝ御諚意ゐらく丈ニ有如けと臣寄ハ其後ハ希
御政務ゝ聞ゝ思し御お談の義度ゝに及ぶしハ
悪ゝ大坂表の御密談聞ゝ新ゝきてり
廿七日府中近々御尊御松平陸奥守着府生駒讃岐
守家府
廿八日吾龍不的江戸より来着常に御和に召し御法

清救引其後御称徽ニ出候處ニも段家謙千安鷦退引
十六月朝上ニて生駒備後守殿千安御般十領献上之
於御数寄屋ニ右安人ニ御薬湯ニ御薬入投頭巾
之投頭巾の名ハ往昔珠光始て之肩衝御茶
を入候時之頭巾の如数珠の事り云々宗頭巾ハ
投候て之名なり
当世の投頭巾ハ平人ハ被不申之席より茶人ハ被申し
候由也人ハ追も投頭巾ハ被申ハ不申より始リハ不申と
三月朔日乙未宗安佐宗桂江戸へ下向
三日ハ在府の武士悉出仕於御本丸ニ本因坊算砂宗
桂法師於其所ニ御相手ニ成て安鷦乃相宗桂勝と云々
四日江戸へ土井大炊頭宅着大樹へ御用之法御碁の後
而己ハ将棊又日平天又江戸ニ下向大坂表ニ着有事也
云々ト仙上乃法制不申へ条し
九日宗日ト仙上経棋不残の為道宿の世上御披露御免
被り是ハ当四日の夜土井大炊頭宅の棋御碁法碁
而己御近侍の面々御次ト立て不出遠士之後御来
法の棋無覚故障申て思召而己ニ不申て御中合り
十三日於其江戸御暇之遠夜御着御
十四日小田原

十四日三鴻

十六日将軍法務着御御座の御本陣江庭以て定ゝる
其後江戸駿府西國江東府の大小名毎日ゝ故其
障ゝ不ゝ為法務江御右衛門下ゝ旨小田原ゟ府中
密ニ大御所様江御窺ゝ処感しゝ思ゝ方様ニ将軍
家のんきい大小名方ゟ昔りゝ院是也家も久の基之
恐重ゝ以て依従意ニ秀忠公如郭御遠忠大小名の義ハ
ふ及中ニ其以下の士民ニ至て難ゝ弟ニ不ゝ御様ニ以て覚
扱ゝ故御仁徳を本感依ゝ日本國中奉懐以て云々
今晩金春大夫弓下諸役兼るゝ所ニ依て駿府ゟ

着

十七日原の刻将軍秀忠公駿府西ノ丸江入御伝奉の面々
ハ

本多佐渡ゟ　大久保右衛門ゟ
酒井雅楽以　大井大炊外
青山号書外　山口但馬ゟ
水野監物　神尾五兵衛
井上半九郎
其外ニ追負ゝ

牛刻大樹御本丸江渡御　御飯大久保右衛門持ゝ

大御所御對面大樹より銀三万両呉服又十領と進々
宰相殿中相度に御する御右方と進其外駿府御近侍
之者に拝領物夥事有りしやく久敷御雑談あらて
前の九に御保疾
十八日入獄の品本大八新中上ゆへ御理事吏也谷川
左三衛を下敷て企あるゆへ新人しは家故と引出大久
保石見守宅に於て馬御理事吏ゆへ品本大八及射
殺大八中衆の返答御理事吏不明ナラ故と白竜又大八
入獄即日と仕出す馬御理事吏領知下と白上之処相果
家より御新宿に依て品男左衛佐ふと下て早速

中國し國の仕置下仕合有り相果御憐愍の故也
十九日相果の家御本九に渡御
廿日相果の家御相茶あり山名禅ある御おもふに白
寄
廿一日相果の家竜ヶ鼻に御出あり竹腰山城ある白し
と及ぶ鉄炮の粧兵ゆへあらく打しめ給ふ鉄炮五十
同及三度に放し同坪一度めの為敷十町二度め十一町三度め
八十三丁のうよかしもふ遠名殺る嘆ゑ
今日岡本大八獄中引出し府中御悉引渡し阿部川於
河原に大罷

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

入獄の門種々之所人の恐無紀中に列して吉利支丹之儀
要しく中西家依之板倉伊賀守より白南蛮切支丹
乃法向後日日本國中下令停止旨ゟ仰出ハ度近大小名ハ
ふ及中平人迄も依家門無し依之京都其家之与
悦悪く及破却
抑此家の義ハ南蛮國ゟ起て及諸國に流布をしめ
繁昌る事乃度ハ其國ハ奪ふ事蛮國の異法のよし
依之嚴密乃御觸也
此度是本大八要細白狀ス云々其十七年迄ハ國々見の士
源人いてし主之の事ゟ之間ハ大小名の家々ゟ外抱ゟ

之小家より大家ゟ方持御直系ゟも極機を以て之白出
乃勢ひ無かりし処ハ此度ゟ馬家先年大八ハ意言に
外抱ゟ被其別深より都て難義にゟ及ハ此義ハ
家々見ゆせしかハ云々長十七年已後ハ家人に何ゟ得る
源人ハ一向召抱の儀お止早
十三日ゟ馬源理太夫男別配流大久保石思ゟ奉之
亦三日ゟ其於御所に本因坊算砂宗桂法師ゟ其ゟ
算砂勝之
亦四日駿府於三ノ間ゟ其家ゟ為御祝之御能ゟ中ゟ
後天戦の御敵事お後杜元の御役鞍馬天狗唐船の

御役中相応ニ出来候ニ付其外宮春ち更下向ケ進ミ勤
相云勝ル候様其旨ニ而右之通
廿八日夜堂高虎方へ御所様御挨拶被仰候て出仕の御
将軍家為御祝之招請ニ而会を催し候て高虎ニ而御
候て大御所様御遺言のとよ高虎与申上候ハ将軍家渡御ノ斗
而も居候て主待ニ義致し候へ拝掛ニ入候て計処ニ而難候
小者なき故相招申候御挨拶致し候ハ大御所様御推察ニ
之草相中将安人斗御相伴ニ而其外出而あを相控候由
三月然ハ其頼候て申上大御所様御遺言ニ年寄を以て請
仏座ニ而是非ニ候与仰しかハ高虎儀御台呉ニ居候

年寄共も土産ニ持参候ハ御持参の方ハ人足申付候とも
乍振舞の出来ハ亭主返せ候申而居候て可申相
成候御所様ニ遣ケ出られ申し候と相
是ハ大御所様高虎方へ渡御ニ而御土産一向
相成候御入之しを如形与申上し候へと
四月大猷院御本丸ニ大御所様か将軍家光早江戸へ御渡り
之へし初而の節候ニ同し様ニ以返も親の所ニ而居候
お勤り候らんて御仏前ニ而し候て御斯ニ相成候将軍家如
遺言下ニ而御仏地ニ仕候御請申し候ハ是ハ直ニ其途にて
与被何事も支度いたし候て候て会合ニ御発輿

御遅留中大御所御徐にと為對万事御心安振りの御物語
并掌お使中相使にも御心易御挨拶名を感ぜ鶴君
なるべ御お口言ひ聞ひ御相追と感し古今大名貴族の
父子兄弟の交りに如秀忠公御和合の御様子恐ふ事
ありし
十四日ふ川入見宗閣俗名氏生京都から来向當年九十九年
先年駿河を返し下きの依御内意に信長公が武田滅
亡天正十年の春徳川家に駿州と進ゝ処家康公掛川
没落の所に弱米を出し故駿河に呼下し山入にて十万
石もと進ふ川家下とて立ひの御真実の処其所氏

真駿府に下り三斗方体故早速士民見放し信長公も徳
川家に御服立の御使立しかハ氏生再京都に返りとなれ
ふか菓亭使御孫中故渡人の門菓亭家女抱ひて然
ハ江戸相宅秀忠公に御新詔頻りにて思ふ御落髪と
云別にて御悪ひ来りしと白寿鞠の名人にもとれハ御お正
ひとしと云ひ直ち方石もときゝて詔秀忠に示を存じよし
御執持に有秀忠公駿府御對座の内御下向の様にと信
久寿御侍台の処三月廿日京都を立見中所々に立寄
く四月十四日大樹江戸に御帰りの路にと着去れかゝる大
御所思ひにも大樹打角口入の事也先義元の烏帽子

子ゝ家家庫筋目何卒此おもかに成大名分に御立
下ら世の思ひにて御心安振りに常々御和ゟ白落
髮乃上ハ及御袴御衣にて御對面うゝ其行詞
昔ふ智大きしの第止千万後言語家閣の閣の字也
何このキニにやと御尋ゝへハ我先ゟ顔自いつ見ても機嫌の
能顔ゆり完和ゝ其家事不即ゆきハ必ゝ閣(アサハロウ)如く出り
必ゝ云閣の字ハ自然ふ必ゝ上ゝ上ハ小性充下第事家に
余り嘆ハ吹出し御和ハ立ハり
大御和ゟ乃昔御物語をと成ゝ処挨拶の後ゟ和の心殺
河白帰りし故にや今川警呂の首の家持心持に成

ゝ御此の内安座し扨て持人かゝ必ゝ云ふ内にも此府中
ハ殺しかろふと思ふるゝ中々振に成りまして去れかゝ
石垣ハ第上ヶ城らしく是にてハ家の語ふ程居にら
必ゝ上家庫云御雅義ゝ色々治乱の世の住居云
にふ意の家きゝ要ゆきハ如那大ゆゝ家持ハ自由ハ好
む事悪し必ゝ御言ゝしに家閣又ゝ中ハ実ハ尤に廣
我先遣り府中の屋形ハ如那拵ゝて渡人ハ致まし
物ハ此去今川不俊の代より石垣も有く常の屋形造
の家代々冷恙ゝハ思へハ石垣のゝ有ひにも昔ゝまし
此人の云いきゝにてゝ伝云ハ人の比眞澤山ゝし故氏真

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

果ニ負ヲ申しく候ヒ去家閣ニ名ニ改メ申後江戸の御
軍比負ニ思ヒ下ニ候ハ此上ハ彼河ニ帰ヒ居ヒも所
乃如ヒ上追出事ハ如何なる家公ハ江戸ニ御隠居ヲ
三河へ御ヒ申ハ家ハ手所の國ニ存ヒしや如何恐果
如ニ挨拶各所ニ潰し追出せ却出せ候ニ勾ハ家も起
大御所ニ御潰し並こかしにこと成御立帰ヒ本ニ如
上御所を召しこの家閣ハ如何存ニ我生の時もこも
同し馬廉者ニ何程坊主ニ御ヒも馬廉ニ如ヒ
きハ此おもにいてし此國ニ御し並ヒ今川の本國
生れハ何程の事を下仕出ヒも不知ニ候し候上御所

取り御ヒ事なる頼自勿体ハ申ニ流石の筋目生けと
存ニ候ハ浮斗方物語を取ニ処ハ扨ニ急度し生ニ家ニ廉
者ニ口痛ニ宜ニ斗ヒ下申ニ上廻申上御所ニ見成
ニ退出御せ御の二町廓の揚屋ニ申自一君させ候ハ極
如ニ買ニ再回ニ逗留生り揚銭大分渦り申故揚屋方ニ
上御所ニ其脇申達し代物下ニ申ニ催促生ニ正純ニ
此方ニ何ニ乃代物下拂ニ其方ニ云ハ極女を買ニ者ニ若
ニ呼ヒ候し故此方より若ニ申自ニ候ハ他若の君
出ニ申自ニ候ハ極女ニ賣り候ハ此ニ申自旅人定り
乃通り下ニ申ニ候ニ来ニ宮本銭十七文ニ候し是ハ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

三百石の御年貢成ニ進永代学侶料ニ給ヒ給ヒ
学道ニ出しかく実東の天台宗学問成下勵ニ給ヒ
出しかハ南光坊御立ニ成れかゝ兵粮米の積を以て
宛り造ニ知りかくゝ不足の筈ハ江戸の息度ヶ下ヲ請
親仁ハ志ハ到しニ給ヒ御申向之
今日夜ニ入度ニ高尾方ニ江戸相集家ヶ御用ニ出る
よしかく御ニ御脚来り夜中発ニ出る其後ニ江戸より
安度對馬ヲ為御使来家御用の迄悉く大坂表の様
ニ月御密談の日事かく知ニ人ニ文ニ礼し
亦二日駿府於三ノ丸ニ中相度御催しの御能大御所渡

御乃家ニ式三番千載ニ不堪の業役の諸ニ御家ニ勝
脇能以後御本丸ニ御帰座ニ御能ニ御止足ヶ諸役者
御勤業成ニ家ニ出と云々
但し式三番乃後千載ニハ故実ニ役者成様ニ出と
云事後世ハ之ヲ遠へ様ニ以ニ学成出本学ハ申
出之
此ニ我ニ月口傳ニ天思ニ神宮戸ニ籠りの筈八百万の神達
音ニ出成養し給ヒ事申の時より始り宮の刻ニ山石
戸を明ケ出り依て申ニ出ニ称し申ニ示ニ出ニ書ニ
存世神楽ニ呼依て頼式三番ニ御遠ニ出り堪能の業

八十余のものゝ不堪の者は出し大切の事は諸略に仕ふ
べきの御趣旨なれ共へし家康公には及ぶへき不能といへ
ともかく宮信長の御代様の御用事なれは事は終る御
覚え候らく如形の旨
又八月十五日牧野清兵衛を宇津にてまかせい御賀蒲生氏
郷より秀行へ病気の旨へ仰せられ御葉を給はりまかせん
所々へ下され鷹の御意にまかせらる如形
十七日早天秋元の御養蒲生氏へ御譲を承られ宇津
乃城主へ仰せらる御使御羽もろ紀伊守並に蒲生秀行
秀行猶に近きもの中来り御愁傷に耐

六月二日江戸新開地の町割をはしめ依上意ゝ京都並堺乃
商人あまた御屋敷をくはへ悉後藤庄三郎をして庄三郎
屋敷は割はしめて
当年かね江戸町々大方広く繁昌諸国に聞へ出て列なり
堺の津あつ住人多く下向せし故堺衰徹し来る七十八年
乃春より江戸京大坂は三ヶの津となりて來る七千七年の
名を追京堺大坂を三ヶの津といへり
十一日青山常書みは江戸から元治に此度江戸町々御普請
入用の御普請大御所御意はまた前規
か又日林道春へ儒道乃御史文をかゝせらるゝ乃春斎の元

悉く中庸の御所にて申上る
七月四日御文庫の御書物を干晒し
今日將津侍奥ゟ家久使の御所にて奉窺御機嫌能候
子二十反伽羅三斤沉香一箱献上にて使者ハ如何者ゟ御
尋伊勢兵部少輔貞昌ゟ申上る御小性充の申上る
迄ハ思ひ迄ふ来薩广人乃充也しにゝゟ申上る依て
御目見ら仰自処歴々の古乃足利相果時代乃伊勢一
条小笠原式法三家乃来流れり大御所御誕に帰國
いゝしゝて家久薩广大隅の國主ゟしらく侍奥ゟと
名ゟ来ハ初好乃門にも見かゝ侍奥ゟ伊達の家の

史領ゟり既に家康聟乃蒲生家同國會津の領し
六十万石相書ゟも史御侍奥ゟハ名ゟ様乃
事にて東西國の備ゟ事ハ中にて是出来ても天
下乃為にゟ御事れり薩广ゟいやれ時ハ大隅ゟ二ヶ
乃史領ゟり伊達家ハ二ヶれし家久ハ使者之ゟ依上
意ニ出ゟ年ゟ始て大隅ゟ御史領の友名ゟし薩广ゟ
ゟ入遠れり
是ハ江戸相果の家旅御所政宗ゟ家久と所合し
首侍奥薩广其所の武幅對ゟ記し故松平太郎
大史正徳ゟ中ハ家ハ正宗御領分にハ何かゝ如く

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

て志ける処ハ駿府御殿にてしハ記念なりとて思召しかハ
駿城中にて式日罷出仕の節陸奥守綱村朝臣を頼ミ
申ハけるに及ハすして陸奥守より名酒を差出来りけれハ
けるの様式頼の陸奥守にてよりて遣中度しと台下より申けるに
ありし故松前陸奥守にハ甚だ中遣し候まゝ其備んにも存て
於對面座敷にて伊勢守より伊勢者に挨拶の節松前陸奥
守るの身上わきハ玄関にて二間座敷し次に入れさせ
らるゝに三間の大臺を持させてすゝ肴を積せ酒樽ハ八
斗樽に結せ一荷宛成きしけるもおり及ふ処門前の御館
名目出度きとの口上にて中入り后松前陸奥守の玄関に臺

に入しめて難に成せしに使者は姑従のものまで出くと
第ハせしとこし松前が返礼の使者にきハ不付して翌日
きしに処仙臺の家にてハ是にて禮使ハ下来りて
侍構へ脂様子の前様より来りし甲が様の御台盤を飾
より出しめ台入の大盃にて引て飯に振舞使者の士共
介難儀し食膳せしとぞ
是成行実方に付へしかハ汝の分際に小身者の分限に
意見松前家に對しては方が難題下申述れし此上より
ら御目見の下ら名酒に交領にて兼て思千万なりけ方に
ハ陸奥守の書相にてり仙臺中にて書通有之て

十七年七月廿五日ヶ始ニ

同十五日大明人一宮御菓種等献上ニ祖宮ニ云大明人
百世御祈ニ能出ニ処ニ度夫の御物語ニ申白ハ一宮山
信長安土御城ニ築天守御上りの首ニ宮の時ニ多ク
来ニ尾代焼日本尾焼の元祖也当年八十七歳勇健
乃体如壮年者日本ニ退留し百八才迄尾代焼六十余
列ニ尾を廣めるの云孫ニ至り各八人二皮三皮ニ名自
八宮迄八人ニ至ニ出ニの八皮町ニ云ハ此ニ至のとも
居ニ家町ニ

大御所中千代ニ於ケル川家ニ人質ニ為成御ニ

自由ニ御物語ニ事
明正月二日御謡初國持大名の元中献上ニ次第ニ
事

并吉祥寺駒込村ニ地代ニ新ニ移ニ仰ニ事
那ニ当年九月十一日大御所ニ実東ニ御鷹野ニ御
御退留ニハ云へとも常ニ大坂表ニ義御ニ談ニ十
二月中旬駿府ニ御保座当年夏中ヶ間果居士ニ以る
為人来ニ諸家の事ニ談し辛代乃為人志ニ憐愍
ニ御性ニ至ニ出ニ事度々也
十二月十九日御教性の御日の入ニ并今地説同果居士ニ

誥の処大御所御言ニ吾仲千代の以人質ニ成ラヘシ川
家ニ於ケ押並浅ヨ小路ニ於ケ形部丞屋ニ於ケ並しか喰物
斗二度ヲ為喰万事一不自由成事言語ニ絶し打
柄ニ於ケ屋ニ出入せし商人ニ於ケ時の又左ニ於ケ以ヘ家
者優しく紀ヘ入の者ニ於ケ時ニ自由成事ヘしヲ以テ万
事ニ於ケ自しの中ニも料理ニ於ケ事ニ於ケ所ニ於ケ並時ニ調度
ものを調ヘ於ケ又百文宿ニ貸スとも呉る事も有
渡しけし時ハ親の如く所思ひしか相ニ於ケ後ハ又左ニ
り来ニ於ケ探しハ其ニ於ケ知ハ如何成りしや家原
一生の家掛りハ足斗ヲ何事ニ於ケ思出しニ於ケ又百文を

以テ可返ス事ニ嘘柳学寿ニ申候ヲ事の御性ニ周
果居士ニ於ケ生涯の為ニ某申請ニ於ケ中上ニ為ニ於ケ
為ニ於ケ御詞の内ニ御一生の御心掛ヲ事ニ於ケ其ハ御稽
ニ雅仕ニ其ニ於ケ又左ニ於ケ某ニ於ケ此度ニ於ケ中上ニ於ケ
を始各是ハ以ニ於ケ此然果ニ於ケ斗ニ
公重ニ於ケ御言ニ其ニ於ケ又左ニハ年ニ於ケ六才ニ於ケ是ニ
寵意の若者ニ身上も豊ニ着しハ家ニ仲千代遣ヲ
能ニ見ヘしものニ当年迄存命せハ八十余歳ヘしと
ニ於ケ御同果居士中ハ尚年八十六才ニ於ケ成御ニ於ケ寿ニ
らハ誤拠ニ於ケ掛御同旅ニ於ケ口屋ニ於ケ所の祖ニ御懐物

をも奉祈事ゆへ御小刀を本ゆ御隠しと成御持ゆへ
し其御小刀ゆへ御ゆ自由の案り御自害可と成かと思
召ゆへの御物語を取りし故為御見ゆへ御磨せ可進ゆへ
中某方成早く奪上ケらく其後ハ御刃抜れ行ゆ法案を
奉存ゆ御実口形記後書出生乃嫁ゆへ人ゆ和御語ら
ひと成らくよりかしらく御自由足り後ゆへ御心易く今日
乃御運同出度しけ御小刀をゆへ言らく指上しハ赤銅ゆ
柄の御級遣乃の御小刀成りしかハ法紛御見ゆらく再ひ
御所成と成又百貫早来と申ハ今ゆ如難ゆへ言て御所
を立らく安ケ時近右の御銭運給ハ差ゆへ言て翌日安ケ

時の辻ゆ於らく又百貫悪く施りゆ引実東ゆ下りしハ
近代法教の乃人ゆり
右の御小刀ハ御運成と聞再ひ御手ゆ入辛代の御小
刀ゆ千代時代の一腰より孫ゆ千代ゆ譲ゆ乃し
是祖同出度乃具れしゆへ御手自家光公ゆ
と進しかハ御秘蔵と成御遺言ゆ駿河様よりお
領の乃具我ハ御ゆきしゆ様ゆへ有りし
故ゆ安四年辛卯四月廿日御代界ゆり上師より
日光ゆ御棺と為入ハ
権現様御例ゆへの依御遺言ゆ其後御腰ゆ抜

実豊乃服者に添しハ十御役原豊の御少方赤
祠は小柄者のまゝ此ゝ御へし御廟に奉納
之

元ゝ年十八年癸丑正月大朔日曇ゝ及黄昏小食俾
大樹御名代　酒井左衛尉家次　大澤少将　披寄之
越前少将右衛
越後少将右輝
右御両所御年始之御祝義也代万事大樹の御次にと立
披露大澤少将は近ハ養者乃号れし養母のゝ
之秀右ゝ大お國ゝ後ゝ
其次大小名諸官に至て勤まり御礼之

二日曇ゝ豊后右府秀頼公御名代ゝしゝ速水甲斐守
出仕披露大澤少将山名禅高を始ゝしゝ大小名群
集之醫師充二度同の披寄之
於御門後ニ京坂大坂奈良伏見之町人と為御祈請
之事
疾ニ入御謡初ゝ御所御公乃充中ハ常お皮中将皮
少将皮日節唯心山名禅高永井右近衛本多上野介伺公
御謡又番親世大夫梅若大夫勤之御服二領ゝ拝領之
三日快晴於御座之間三献之御祝義也之
常お皮中将皮少将皮御装束

國持元名代御太刀馬代献上ハ
御来臨所ゟ中納言利也
米澤中納言京勝ハ
毛利中納言輝元入乃
濱津大隅ゟ家久
松平陸奥ゟ政宗
佐井大京大夫義宣少将
松平下総ゟ右ハ 蒲生家 御孫
宮上出羽ゟ義光
細川内記右利

松平武藏守
淺野紀伊守幸長
福島大夫正則
蜂次賀阿波ゟ
黒田筑前ゟ也政
堀尾山城ゟ右時
松平大佐守右義
隅島信濃ゟ勝重
加度大馬介志明
同廿九日播磨より使者来て去ル廿四日已刻三左進尉

輝政卒去中風症ニて云々のよし本多上野介云
よつて知行召る出羽守大御番頭免黒川八丈遠島と仰付
中風ニて御暇亀島摩分と也同日若合播磨より早打来
る去ル五日申ノ刻輝政卒去てよし逹上并ニ大不都合此
思召是御聾故也
二月小江戸より去年大坂御使御見舞として来上輝政死
去正月卒去ニて京上らるゝハ播磨御仕置乃ためなり
五日駿府於三ノ丸ニ御能五番
田村　安宅　三輪　鵺　鞍馬天狗
出羽守十一番御能二番江口柏崎ハ御勤と成篤出羽守
江口の小鼓成ねせられ大御所様始め奉り男女の見物
衆和甚負へ出羽守御舞躰論ニ不及也
十六日播磨為御仕置安藤対馬守村越茂助ゟ遣
四月十九日加賀の國主松平筑前守利光使者奥村伊予守
宰相御息女誕生為御祝儀銀千両呉服十領を献之
奥村伊予守目見御悦詩限多孫乃出生悦こ献ラる大
幸ニ思召の旨之間早速御暇下さる
五月六日利光ゟ宰相様為上使出る巳ノ刻登城於御座
間ニ御目見銀五千両綿五百把縮緬石進物葉色縮緬
進上献て家老横山山城守奥村河内守奥村摂津守御

同地ゟ仙台
同七日播磨ヶ縣政御後宮ニ依召ニ下向
六月七日本ゟ上野外江戸江早打何御用ゟ云事不知十
三日又早馬ゟ御着ー中上ゟ云ゟ密々
十六日ゟ御祥如例諸士登城
播磨國縣政一男武藏ゟ利隆揚播列二男左衛督右衛
門揚侍所國從ー播列ゟ内三郎ハ御ゟ所一男武藏ゟ利
隆子新太郎光政（今侍所ゟ家ゟ）
二男左衛督右衛の家ハ（同播家ゟ）
是ハ大御所様御孫元来光政雖為嫡家二男と

成ー新太郎光政発明ゟ人ゟ家光ハ於御所ニ
某ハ恵領ゟ者ゟも見る廉嫡ゟ論ハ我ゟ
却ゟ事ゟ重ゟ雖先を以ゟ廉嫡の次第ハ
下思ス成ハ借物ゟ成ゟ相思の家ゟ成も此下の
娘ゟ成も同ー事ゟ此の依所ニ侍所の家の二男
三男の家ハ池田を名家同播の家ハ分知の方成
大名ゟ者ゟも松平ハ名家ゟ
八月二日伊毛連須ゟ云唐人日本ゟ渡ゟ花火の上ゟ
成ゟ事ゟ此日六日新旅ゟ仙台入御諸ニ付度より
世ゟ異ゟ

九日ゟ仰出ハ来月十七日実東筋御下ゆへの事
ゆへ是又大坂表て御密談の義共御使ゆへふお所
ゆへゆへ如右ゆへ云々
十七日江戸吉祥寺ゟ来府是ハ名僧の御へゆへ十度江
戸町々廓の内郎大御書請の御廓内の寺院遠和
へ地を移ス有吉祥寺ハ江戸在ゆ駒込村に代地を
願ひてゟ引移且方の者共立版し寺ゟ来り寺吊乃
御案り御家在ゆ江御誠迷惑ニゟ江戸の内に明地何
御もゆ所ゆ処如何成御ふゝ御ゆへ不審しハ家ゆ吉
祥寺ゟ中ハ十度来ゟ移地ハ未代迄ふ下勤其郎の寺

院ハ何度ゟ此後移地ス屋ゆへゆへゆへ見ゆ風ゆせしゟ
ハ達上ゆふ心ゆ中分之ゆへゆへ寺存急御ゆゑ成ゟ処吉
祥寺ゟ中ハ江戸の地ハ中々品ゆの分ゆへ浜ゆ家ゟ北
東ハ一入廣ゆり下中ゆ重ゆく騒ゆふ中ゆゑ存
ゆへの事ふゆ所ゆへゆへゆへ上大樹様御機嫌能存ゆ
ゆゑ家ものゆ一里より遠く迄ハ町ハ続ましゆと
ゟ仰ゟ処吉祥寺ゟ知ゆく日本國中の大小名入込ゟ
三里ゆハ東西南北ハ続ゆ下中ゆゑ品ゆの寺院も在
家続下中事迷惑ふ其所ハゆ所ゆへゆへゆへ上ゟ故郎の
郎御機嫌ゆて神田明神ゟ弱込迄ハ田畑御続ゆて

今の吉祥なる迄ハ家の一切もわかりしやうかや
廿八日体和山ゟ并伊兵部少輔家府
九月三日汗桐市正御所ゟ御出家の処御意に其方は秀
頼方ゟ又千石の加増給ひしよし更納せしめ返し出るか
如何成心座にゝ御ゝ御座の処汗桐中上家ハ秀頼加
増ゝ候ゝ御ゝ自ち間より御後見ゝ御頼ゝ大御所様
御意に御門渡の加増ハ後日の御昔如何ゝ是加返納
中万事御下知ゝ義をハ某承知ハ仕心座にハ座
更其に秀頼國持大名乃格ゝ其儀ゝ下但其意ゝ
何其ち間御目の秀頼にハ座ゝ頼ハ列國の大名とハ遠

中ゝ御後見ゝ家大御所次第にハ御心頼中ゝ御ゝ首ハるハ
慈量ゝ家汗桐ゝ依ゝ御ゝ汗乃御挨拶ゝ良婿ゝ
ゝ汗桐心座頼母しゝ秀頼成身立ゝ家右貴ゝ千
石ゝ僅ゝ其方石にて不然ゝ更納ゝ御ゝ仰ゝ成
所仕合にちゝ存ゝ今日御請ゝ御免
十七日為御宮御駿府御動座清水御泊
十八日善徳ゝ着御定まてハ御宮御座の存念にて
各御供の事
十九日御退留の事体により遠方御宮御所ゝ御ゝも御和
ゝ御出ゝ御戸ゝ御旅り上方御ゝ御ゝ御ゝ御ゝ

生ぶハ乞食に成るより外ハ有ル間ニ高く間ニ中見
を御外搭に御通りに成る之処へ村越角助通り公家
ゟ是童よ殿ハ新迦ゟ来ラ教化しらも振り詰ゝかれ
をふ物ゝハ家ハ成助ゟ射馬間ニ播ナロ切ニ大分立て
来ゝ其晩に来ひし間ニ去間ニハ遠慮の儀スのと云
事も有ゝ匂り出らゝ御詞より御戸入せし間有り十
月朔日の晩如何思召ゝ御戸詰の三河早川ゟ元御譜代
乃面ゝ御酒ら下置しと者有解し御中ゝ表ゝ
百人番所より所ハ出し是其ふ云へ晩ハ村越成助方
へ先弱ゝ家ゟ有酒ゟ入中御ぬ酒代ハ三て渡志やき

間ニ中ゟ見ゟ法雅三百人程中台本多作渡る上郎外ロ
中入き三十貫出させし御鷹ゝ旗本元翌日御ハ
勅戸ゟ請ゝ年寄元の所ハ遊り有ゝ是間ニ云
ゝ百文銭ハ玉ハ立てハ駿河親仁ゟ去産物も
殺し間ニ悪云ゝ退出し公家間ニ

日本一統志百廿三終

日本一統志巻第百廿四

同録

一 南光坊於敵中法問之後兼松又四郎雑訳之事
附真田安房守父子為百ヶ年高野山ヘ御使立事
并後友又兵衛浪人有新式の一ヶ条ヶ御出事

一 大御所武列於御前尊御先祖之御密談之事
附稲毛御退留之後相果忍之御出船者有之事
并小田原城主大久保相撰之御詞ヶ二御事

一 真田安房守高野山機居之間基楽之事

明左衛門幸村父昌幸成諫事
并安房守父子訛惡果問答之事

日本一統志巻第百廿四
南光坊旅殿中法問之後兼松又四郎雑言之事
明真田阿波守父子と為百高郎山口御使立事
并後夜又兵衛浪人有新式之一ヶ条とお出事
元和十八年十月大二日高麗御寶師鶴一房四鶴九御
御相申、刻ニ御帰城ヲ但し偶田境ニ於て夏飯
三日御声掛ら是御持筒ニ充是ニ成打御棒嫌快然
出ル
三日南光坊殿中ニ於て法問論義あり是ニ成御重
ニ於て現世安穏後生善所ニ覚ル事御不御確也

其邦法大名浮去家の廓山誓願寺徳本御廊下
に於て小身の元中何とのゝ中皆家にや是ハ坊主
能加減の積りに云事ハ家へし既世も安穏後生も
善所に望ハ謂ても我ハ注文ハ我ハ遠き思ひ知り
ハ家ハ本多上野ハ立て能法ハ那ゝさる元中か
な静に徳ゆゝ望ゝ中ハ家ハ又何者か中ハ家にや
武士か坊主の法ハ那ゝ能ハ物か本多隆教か古刀乃
代りハ此ゝ例か我ハ望ゝ荒ゝ者中ハ何事持ゝ望ゝ
大御所御ゆゝ御し故上野ハ憤し故右ゝ臣中上廻
何者か中ハ皆家持ゆ雇ゝ一ゝ中人ハ隠しゝ其

我ハ望の御言ハ又声静に中渡ゝへハ志ハゝゝ遊事
なれ家に突立上りゝ云人ハ兼松又四郎ゆゝ高声に名
ふ計旨達御徳大御所御版立ゝ論席教し皆
後兼松又四郎か紀明ゝ家ハ屋し退出不可仕ゆゝの事
をゆゝ仏ゝ云及紀明ゝ云ケ者事ハ我ハ昔ハゝ今
年ハ望か来ゝ年ハ大乱出来ふかゆゝ待ゝ嚮接大
名乃追従者共か御静謐ゝ目出度ゝ計方迄も同
出度事ハ家ハ信ゆゝ乃哉所乱入ハ十八歳の初陣陣分
働ゝても何の代にも一石も充上ケぬ早ゝ生を替りたら
ハ大名に幽事も何ろふゆゝかしも悼なくるゝと云

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

官所自らなくなりて居しものの者共ハ新迦の世に
生きてもも佛法の力にハ及かくしなくて仕方退出なり
しなり
那らくは度異東ゆ育る所なくなりて御下向と成る処今
御放育の一事に付て御抑板倉伊賀守勝重奇代
の諫士先年異東ゆ打入今度四節左馬なくなり江
戸町奉行と仕自しか天正十八年ゆ打入覚初ハ和田
与兵衛尉助兵衛板倉四節左馬青坂小形ヲ青山
常倍門度修理右四節左馬諸役を門度修理なく
云しハ甲州武田家の利屋者なくなりし門度修理

かゝる言れり是ハ親の子孫ハ百事利能の変所ヲ宜なく
思ひ仕自ら生る処存の所柔弱なく修理ヲ十分一にも不
及しか板倉四節左馬弾の所引出し立捌の次第ハ御添
て大小事にもよらず安台せし是によりて発ましに
お前ハ是処甲州伝玄御在世乃御修理委細書記し
生る是書日記乃如く仕立其内にハ立極の要法計策
乃源秘敵國日間者ハ入る事立極の密機書留立し
を物語の序に板倉伊賀守修理方に惑重し備立て
武ハ望し又ハ持らんし是しより寵意一乃諫士なる成
て臨て諸御立立に京都所司代ハ大御所御深志なる

大切の役義撰人なくて勝重成よ仰付程して事故此度も
大坂表にて義連て病成労し看病成人近しかハ秀
頼殊に奸佞度乃御看頭役に当年の文度一物なる座
妻しく秘り遣しれハ法数の智にやいる條
士ゆゑや云へし御咎此度の江戸お招きお請大坂表乃
義一ゝ御更議あらし中おも大御所に奉り思召ハ浪人
云条秀頼連てらに抱え内に遣しゝ大坂秀頼にハ
出仕の御法ハ難読て高野山にて引込居よる真田安房
守昌幸親子乃者云士共旧なる国中の諸浪人を行
例にあてゝ当れか事まゝの者不当大御所よ申しお取り

我天正十年に信長洛中にて生害して御法を守しかハ
成瀬吉右衛門を甲州に遣し岡部次郎右衛門とゝもにお請さ
せ武田家臣の士共を引取甲信両国を家康公に
へ出て出て北条家乃弓矢未不成して是遂意故
遠三駿河乃三州の上に甲信両国を領せハ五ヶ国の力
を以て七ヶ国の北条ハ出来やとて遂に例二年てるに十二ヶ
国を合領して関東は北条の東海ハ徳川押て登り
天下に被成上らへしと思召しハ家近江の生国
安房守是一人にあらて徳川家ハ他人に成北条氏政ハ信
玄の聟なり其子の氏直ハ信玄の孫なり其ハ兼禾にえ

にくし此を持越後乃上杉家勝ハ武田勝頼の妹聟
なり雖文信玄二男龍宝此云二百人故妹の縁にて上
杉家ゟ欠入ゟ抱をきハ是も不除し難し此上杉
小条与家を比負し此家康ハ如敵此不見て弓矢
乃障り此見へしかハ此ハ非難我して既に甲信安
國も徳川持此成るまを是ハ江戸右之粉骨ハ
し成ハ働ハて武田家ハ士共ハ大概引付し其
信濃十二郡ハ内川中島二郡真田ゟ一郡ハ不ニ属し
ハ弓矢ニ自此ニ成らん此見へし打ハ此の真
田伊豆ゟ十六策の小悴を父安房ゟ使此し其ゟ弓

矢乃収し扱を入武田乃分國甲信安國乃家康勝
ハ不入し分ハ徳川領扱上ハ小条領其上其ゟ静
謹ハ家後ハて是ニ家康ゟ娘ハ小条氏ゟ亜方ゟ此
孫延さし易さまし庭ハ大重の胸ニ無用遠のん
ハ千万ゟ此ハ云ハ其ゟ我ニ及ハ真田安房ゟ如ハ
ゟ先ハ不進ニ小条七万の勢を引立て徳川ハ押倒
さん此ニ其ゟ呂奉扱を取引せぬ方ハ誰ハ其の
的此の中分ニ及是ハ但其意其ゟの弓矢ハ収メ
しか何卒其田ハ引百ハ但ハ其庭家康ゟ媒ニ
ハ本ゟ中書ゟ聟ニ使ニ来ゟ小真田を江戸の

利誥に契約せしめしハ家康か一生の故智なり扨
此れ真田安房なる上田に一人立し徳川小条上杉三
家に身を寄せさるも此迄合係其内に拠来籠城
なる秀吉上方より起て天下の係吾しハ家故三十一
年先天正十一年家康所存の如く十二ヶ国ゆゑ幽と吾
右間に天下の自由にあらに入させて家康か右間に
如く五十より内にて出来ばさへきこゝろを思ひ返三十
一年中に奥達に扨の事家事真田安房なる一人か渡
る事とし此家康か思ひもすいともいへハ胸の痛と感
ひ弓矢の障りハ真田安房なる）ゆゑの仕ハ能く思

ひ真田ゆゑ思へ出り
本多上野介中上ゆゑハ此意にかゝ此痛く悩とも笑ヶ
原乃首相果様に楯の鄭ゝ脱ふ原ニ此痛く悩とも
悴左衛門佐ハ此也あらくと白出らひ父安房なるも老
裏の上何条此障りに成社の事ハ下あらゝゆゑ中上ル
大御所に此郷と幽て父安房なる如きハ其ゆゑ年擬ゆの
大相ゆゑして向せゝる秀右ハ雑義させし替候
なきかゝし家康方より其御下ヶ呼返候事
生涯の脱僅ゝゆゑ仕らるゝ御朝の下に相果ゆゑ遅れ
ハ家ハ其ゆゑハ此右に其なる悩去其処ハ秀右か一

分の祀事ゆゑ丁抜ゝ所ゝ天下静謐の生あふ御
所ゝらゝと白土と下ゝ様かしたゝ平の民百姓ハ再配き
生ふ世の中ふいてし雖ハ我御せゝよりハ秀忠祀ハ祀
ゆゑ為真田ハと白土世乃穏ふ幽らんハ天下の為
乃祀ふ所ゝ様ハ少しも汝念ゆゑ為まゝ作廣ゆる
いかゝ為ゝ外ゆゑの誤言古今汝乃採れり作廣ゆる家
康公御目ハ急度とん合しかゝ御家をハらゝゆゑ家
大御所御言ゑしハ異ふ家康民ハ思ふ事我骨
関乃如しゆゑ言へゆゑも抜きまてふハ為ゆゑの為
急ゆゑも祀し幽祇し百民安全天下たゝ平の為

ふハ祀事の祀ハ祀ゆゑせまて一統の静謐ゆゑ抜何ゝよ
ほしき抑れまゆゑ主様の御感良志ハし祀作廣
ゆゑ中上ふハ品々の御一云御尚家乃長久思らゝハ誤
文出し生ふ御安堵ふ下るゝ然ハ其御方便行安
うゆゑ生ふ為ゝゆゑ中上し故故中御お読ゑゝ御所
本ふ所在安房ゆゑ才乃其田頂波ゆゑを御使とし
高師山呂幸安村ゆ蟄居ゝ地白密ふ御使と下ゑ
ハ真田父子ゝ蟄居ゝ様ゆ使ふと思白ゝ為恵解
足ゆる右ゝ勅ゝ異ゝ我ふとゝ右恵作幸村ハ幕下
へ下と白土ゝ為早速御戸表近下向下仕行足ゆる所ゆ

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

ハおの〱着して上様悉皆の和談下され候の御使ハ真田
父子か身ニ於て本意ならさることゝて定て悦早ゝ申付
せらるへしと思ハぬ者ハなかりけり
新しく頼み口願ニ入御評定の上我匠く御処ニ安房守
馬守重信と申上ハ有来の御評定ニ高野山ニおゐて
真田父子か方の御免ならハ此様の御斗策ニより左衛門佐ニ
申さるゝを安房守真田様の遠慮の計ハかゝる事なり雲
に於てハ当時天下ニ二人三人ありといへとも似たる人
云の学もまた下りけり浪人にて志なきも上方ニ存する
及ハされと申上

高家に於て是非とも白丈夫ハ誰か此御前の処重信
と申上ハ真田家の文手ニ於御目見仕りて後度又兵衛基
次郎も此度ニ御上京ニ大坂ニ於て何となく上使之ハ
何事の子細ならん浪人たりしや雲の一存ニ於て何となく
智ありし又兵衛ハ御遣彼ら事ハ難解法の尽しにて浪し也
武名を取りし天下の家来乃中ニ一ニ本店ニ三度と
延彼ら勇士なり万一真田ゟ後度兵衛頼ミに自抱者
抔らハ当も家ニ彼名なる牛角の合戦せんものハ今此
也なし其併卒あり人ゟ死何程存しても浪人者ハ
なんと得ても是ハせ故ハ御調法千万成事ニて浪人

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

乃次第を始て呼返候ハ其ニ又ハ此方ニ出すか
せよ
南部三郎之国ニ事ハ相果の堪忍と成日本國中の大
小名の思ハん処ハ和州ハ何しハきとも其国ハ呼出し此
所ニ引自きハ胸ハ何ゆゑ思ハ処ハ又鳩尾先を
巻く苦日ニ出来ル對馬ニ其後黒田方ニ中を
子細を始て而へし作渡ニ方より大小名ニ面々ニ中
渡しこへ家康ニ對面し其家倍信の兄のことの
其何れ成者ニ浪人ニ自家ニも相果家ハ年
寄返詞へこゝ脈出へし閑ニ而ニ卒而ニ脈きこ

こゝ越度其家ニ及ぶ程の新式ニ一ヶ条ハ此ニ
始り雑の和州ハ心きひとも有り
大御所ハ武州ニ寄御ニ病ニ御密談ニ事
附稲毛ハ退留こゝ其相果ニ思こゝ御出来
者ハ御事
英小国家城主大久保ニ相様ニ御ケニ御事
其年十八年十月八日留国信濃ニ坂崎出様ニ事
台ニ而ニ双方より詞ニ自留国も家柄ニ云坂崎
ニ其ニ如大家ニ丸を坂崎出様ニ御言ニ御
お段ハ秘蔵の雪ハ相ハ双方大名ニ而ハ

書通三度ニ及ひ候事ニ候へし同日夜中密ニ使者
御先ニ罷こし中上方ニよりて我ニ准へし
哉
十六日夜堂高虎御使者御先より只ニよりて川舟迄
参上届田信濃守役人の城番の者と伝清申候えは
依之以後ニおゐて東より夜明ニ及て御密清ニ左右遣
大坂表ニ於て云々

同月九日伊豫守修理大夫父子ニ而御目見ニ来り届
田信濃守承り候といへとも必しも見申事ニ不通
修理大夫遣可申候旨御内証相済如斯

同月中旬九日迄武蔵国中御鷹野ニ出て云々
御本陣意く大坂表御密清をなし付駿河迄ハ大坂ニ
乃恐みなり申合ニ而大御所ハ武蔵下総筋乃御鷹野
以て弁当はしなふ故御内清密事ニ而ハ大坂出て
参上さへなきよし云々

十二月三日大御所駿河御隠居の旨を仰出され又上様
毛と御動座幸ニ而伊豫守御送りニ而武蔵
四日御送届て江戸の屋敷郎士ニ而兼て
左右上下とも合図引の前迄ニ若き如ク二十人斗ニ
而称毛と御出ニて申者もさし出して

又日中原ニ御動座ニて首本ニ御休度ニ御暇ニ下御戸ニ
御胴皆乃中ニ相果秀君ニ御入交御御ニ成ニ之
六日中原ニ京都板倉伊賀守ニ方ニ御脚ニ御来場ニ而細
并ニ三郎ニ死乃注進ニ付ニ其実ハ大坂表ニ様家ニ事
中上ニ入ニ之ニ之ニ也ニ御情れし
七日中原ニ御戸より板倉周防ニ重家御使ニして来着
御着ニ進処大御所御自所御料理下ニ而ニ旨上御所
斗何ニ持ニ入ニ之ニ御庖丁御見せ下ニ成ニ之ニ而
御所ニ上御所ニ御首着の後より一通ニ第入御書出ニ
御庖丁の言ハ上御所ニ仕事其内御返事ニ通ニ了ニ別

板倉御戸ニ御ニ帰ニ之
十二日近中原御遠留日ニ御ニ成ニ之ニ御敬意ニ如十三日朝御
膳ニ俄ニ御先ニ忘ニ而ニ御戸ニ御立席下ニ挙ニ旨
ニ御出又稲毛近御動座ニ付ニ板倉伊賀守ニ秀君ニ御
京都ニ御来運中ニ於ニ而御所御方近御對面御
供ニ而ニ御下ニ事御下和ニ而ニ板倉の事ハ御返信ニ一
騎兼ニ仕事ニ御ニ御出しハ公乃御下ニ本ニ御休度ニ
引下り同上御所ニ引下り安房帯刀引下り永井右近引
下り松平左衛門東一の先ニ半下村越前ニ半下御
御所御同ニ御密請ニ内ニ来明

十四日午ノ上刻江戸御城ニ為入ケ給ハ御支所様御密
談の御用大久保お様なる事後度又兵衛ニ真田父子
方ニ御史ニ返事ハ二月如刑の御幸ニ其後
かしも家敬れし誤ハ大御所御案法悉く伝云の
御案法御御案故れり京都より板倉十三度の程
進かしも知きさる事是又内度修理ニ見ル書を以
て工夫と致ハ故何事もふ知し故大坂表の面ニ池
別ニ悪く異本方の御利運ニ成早
志かきハ本多佐渡る方より黒田家ニ後度又兵衛
次度人乃ニ御等ニ知也故在国ニて江戸ニ書ル

家老云中上ル

後度又兵衛ニ板群の雪ニ御云り
ふ正侍案を同ケ見ル残しめ剃ニ也故御義ニ
仕り早ニ御の体ニ更り申ニ事

一 先ニ年也故若年乃御又兵衛雪ニ云ふを以て
戦場を引退し度々ニ曇御元ニ事悪皆又三衛
か頼り之ニ乃廣ニ云御中教らしニ事

一 也故ニ御ニ御ニ云ふ御恩録の内十分一
ハ又三衛知り行り又万石の高お渡ニ御中暮ニ
故主人也故ニ其院中違ニ御ハ其事なれ仕候

ゝ候ゆゑ中ゝ二月家老去お尋お請ひ上旅山ニ
高丈万石入高に引合ゝてお渡ゝ候ハ早捨場
ゆゑ猿荒ゝ場故二万石ニ不及上田乃場成引
替渡ゝ候ゆゑ六ヶ年中ゝ候去宮早家来所切
乃半ゟ日お渡ゝ二月明地ゆゑ其分に捨置中
ゝ候ハ第一是をふ足に仕也政方白不足成中白
尋に城中成引拂立退中ゝ候ふ及是能我作
者に候ゆゑ也政成始家老去扱中ゝ候ゆゑも
此上十万石の上田乃知行所をお渡し家老去
より也政同所に万事年々中ゝ可御宮

早丈万石にても御召事ゆゑ理ふ云ゝ成事中ハ
上ハ致し方法に候とのゝ事也
黒田家より中上ゟ遠をゝ来ゟ大御所に弟ゝ成扱く
左程の我まゝこゝの事ハふ思し曲剛庶に悪か夜殺の
兄弟にてハ御見かゆゑ御笑ゝ成志ハしゆゑ也政乃
弱来いたし生ゟ故御家へし智ゆゑきハ左程迄の根
藉ハせぬこゝの也然去後成又兵衛智ハ恐ゝに足
らぬ雪に於ては誰か可及乎上杉家の本庶軸所ゟ
お呆生きハ今ハ日本一番の大雪ハ又兵衛成也し
家庫も六年以前御きハかしもふ雪志ゟ成教ゝ也

持ちて里のかたいへハ結句滴立ん地し天正年中ハ
閣十三万余ハ以て織田信雄ハ押倒せて此と結
構ちて居れかたハ貴賤ハ家康かも勢一万ゟ千の
人数ハ以て上方勢十三万ハ勝の下ハ人下し是
余もれて里のきしハ実ハ後度又兵衛か如此語もの
多かりし故れ何ニかたきてもせハ其語の勝負かた
御ちハ今ハ此の家持形家の士ハ言ふ事にて仕ハて
さるふものにてれし後度又兵衛ハ八千の勢ハ敵ヶ黒
田ハ一万の勢ハ敵ヶ地利の能和かふ言の理ハ遂中
を遷ふ十死一生の戦かたてのらハ味方ハ万ゟ

いかしてのらんやかたハ此ゆきひあらて記せらふ事ハ上
御所ハ上ハ今日ハ京都板倉方ハ後度又兵衛を出て
かし板石出しとて真田又万石後藤三万石ハ
ゟ兵万石の徳あり堀出し其かたハ此言あらて此ハ上
御所方より密ハ板倉方ハ中きかたれ唯安人を
さて此事きハ思ふ上ハ若此上ハ大小名ハ内ハて
勇猛ハ元中乗頼ハ此ハ此ハ可ふとのらハ此ハ
も一戦ハ及ふ者味方の里いかしてあらハと各ハ
行掘ふ斗の世乃中かたく是ぬとのハなし
志かきハ今度稲ゟ物度の此事御の御世所ハ出

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

ハ諸府御眠を出改元に付而も薄く一向一分ハ立
通し当家に於て大久保忠ハ三河以来右衛門誰
か及ぶ程拝ゆゑ右衛門ハ語出して位故兼ゑく人々憤り
し積背寺出合事おかしく運ゆゑハ幽ハり刻へ当
但馬ゆゑ大久保お掃ゆる孫ゆゑのあれハおかしより
異の家に御座ゆゑ本々如何度ゆる方に使者を以て
申達しハ其処其日の立次役浪雑せし御時間に
自家しに並披寄け事御不達御再ふ座千万
御法を破ふ候御憎ゆゑ如ふ此ゆゑ此切の大久
保家ハ御修味急度ふ御自打ハ御ゆゑ御恵ゆゑ

ゆゑ御恵申訳ニ自隠居下ゆゑ御自ゆゑ御お請ゆゑし覚悟
ゆゑ御心入却ゆゑおかしに事と幽其御早速御寅儀ニ
於ゆゑハ使者乃者ハ召出し紀明の上にゆゑ落念ゆゑ
候明白ゆゑ是程処領運の所ハ万遠のゑ出す事
ふゑとの御ゆゑ度ハ大恵諸衛の恵衛稲毛に於て御
穂に達しかハ本々如何度ゆゑ其候御ゆゑの処元来
若意ゆゑ接拝ハ不届の候ゆゑ執幽によりゆゑ忽お
別身上の滅亡ゆゑ幽事時ゆゑ御来に及ぶ事
ゆゑ

我ハ大切の小田原に於ゆゑ事ハ家中に御切の事

あし大坂表の御大事に存掛けるに御敵江戸に打寄
家と御隠密乃御方お隠ありて何かとお移りなされ
居城出田家は立退せ遠国に旅して出で下らに篭
りその御稼是お隙堅くすけ給の安御和御若君何にて
定めて一たび抱れし
真田安房守ハ高野山に楼居して明暮楽事
附方悪ク倅幸村父昌幸本とほ事
並安房守ハ父子浪生累年間さて
郭にておぼせる浪士の謝ありて御若君の姫に高
野山にとどまる真田隠夜する永く逗留ありし

居所の後中上に渡る有一入御心を添増りける子
細は真田安房守昌幸ハ齢七旬に及ぶといへども逆
年楼居し去る六年以後ハ園芸を楽しみ高
野山の有ばる常に交りて山の水の桃細し芸成
かんばせ愛める十二年星霜成は送ぬといへども若年
より信玄御側に勤仕し父子文武にて儒学より
ハ子及中荘老の門に入りて玄妙の理を愛し倖
ハ枯槁せてるといへども精神もって燧幸七情に背
は豊臣家の為に困世の変化に従て
も座せぬ倖すらし 殊に高野山に旅して 園芸成

事一旦相成候ニ付六日七夜迄座候得とも遂に迎の
家根一山を上て殿石籠りて皆候呼計し
然るニ一子ありて吉四郎孝村ハ父ニおとらぬ迄孝道しく
勤ニ往々し手ニ手ハ農家より以ての給仕の小児
寺候集め正習の指南し或時ハ聖書を読し
父上ニは相済りて是ニも無程く定りしく事り
候ら得ともハ只事へさしも滞なく高卿山候致候
家風ニは立っ居り孝心のやうし候事植尾武士ニハ出す
特手方成事なりし皆へ感し何へ又或時ハ大岩偏
孝村父母事ニ向ひて読ぬ所ニハむかしの作偏在国の

自由成事ニハ出来の体郷へ村史の山様ニもおとらす
我々ニ不上御在京ニてハ諸白御ん候と悠居尾と御ん
ますニ往来の御号候読せて一へ其御手書られ山坂上
下是上達中ニ御渡なりし例の御号役も難斗
口惜ニ候列ニ移り誰なりし諸方ニもせさる御呼を
信一人もとらすまたへして尺路の辛倒も有なれハ証忘
の上ニ心安候重ぬ其ニ孝の襲後生涯の精勤せる
なし向後ハ友交の暇なるニ日々登山なりて秋冬
定りて相ハうへ寒暑なく文子一木の事ニ候茶ニ煮て
背詩候思出とゝ共御在宅なりへし孝村一分の实

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

寵ハかも若年ハ仕兄ゟの父上の御老善せこして必揃
上下の山坂を棒也送ハ丸仏形まハ猶萎り口惜もすゟ
御暮君ゟ必ス鬼ハ歎く牽村追ぬ斗乃速ニ派実
理必ス御へ出り
安房也呂牽咲ホ拂らく帝く必ス家ハ幸村御ら頑為初
踊の小児を集め師匠相必ス致らも宛竟の土産ハ集
申場を教の指南も仏ハ同し師ゟ頁ふ之の必くして探
ア丶お乃つかし
夫人ハ三才の一ホしらく万物の是必ハ形ま也ふ事人
為の喜鑑ハ天ふ晴雲ゟふふ如し人生まらく初より仕

年ふ及ひ文雅俳枯槁の老喜門の生初らく満月ふ元一
輪兄ゟく晴必ス盛ホ似ゟり我まお田ゟ家ふ生まま武度
三河也ま百字必ス盛らく去と盛ハ伝玄の御例ホ十二歳り
足夕の之み仕世貫の為足一時の愛桃寢らくも兄へてま
武度ま誌五帯し必ス御憐愍の雅ゟ務文儒学ハ御日つ
かくの長ふ讀の悉ま理ハ講し中せらま清らく業ま学
ふ熊らくハ六韜三畧孫呉ゟ秘機御中年らく後ハ業ま祇の一
筋ホもつて山本て鬼入ゟ必ス八陣表裏の守奇ま立二正
別ま一陳七ゟの別使あめハ八ツ甚ハ布けハ六千四つて
まゝふ処の二ツホ事まハ開合巻舒ホ生存亡の秘要の

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

こゝさりはなるを云一同に師道様の父様は髪
の鐘旋に成りしかれも仕迹は迹しと時に左
恵作幸村聖慈としらく父の急に押静めを法に祝て問
ひ曰
其の黒は東西と分る歟味方仕し上のあるは
勝事なく下の掛きに黒石は負る事又なく勝事
かし勝負は石に寄居かゝは人のあに去れるに
を上るにはあ下るには黒かゝ其盤乃望まし故なりら
や否
呂幸眠に云へり返し苦笑しらくかし明るはあへ

童か出されよりのあは東乃なおりは毛の法は古様下
の黒は東西那ぬ乳雑の息十息と程なの其に勝負
の語りは如何こしと問返ス
幸村退らく其事に寄仕にや下及東の其に為
人下の方に先させは遥か遠は東の角へちよ
なる並生る一石は只一端に打破る石下の黒石
西海の上に腰掛て先に成ひきらくうちくと
毎石斗の損なく迅く御屋に居る処に件の毛乃
れは程石か西なく東の中は山を仍巾に着
三保の浦に足に侵し彼の天人の駿河諸おのき

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160
ガラス使用

りまさけれハ箱根の嶺ハ東西の方に放きしと
此波まに御座し二番目をおせよ奴ハ生死相従
を捕れて片隅から引しけ自然おもて甚盛
三分二地に立てかる大獄極武のおもて出来つ
天地人の三名を拂子の上にかゝり横変常にあらん
かけれと割戒せしハ十死一生の天下分目のさえて
書せるに甚理有り甚に属し生るに勝敗の論
をなして御ゆ鴈中大概出でせり此の出来ハ其ハ
石垣の石に出で草の陰にあてえ物出でし六文
銭をまおに入ハ六文銭を理帷子拝てまえ座

きおとアハ幸も手近侭分生中まき去出て生死交
即乃世々に急切まるに思へハ面白れんとみへ
出り誹念じてハ出仏云乃帷授一人拂子単
破城おてきしらて死ぬまでむりりとかして出白
山より白いてりしかけ倍四方ハ大きに出る童語く
出てるて様く語里しハ幸も分ハ師匠極まり出へ
柳葉の涙いの偕授のて口もてて御云しと

特3
1

一統志卷百五十四

鴻巣村
蔵書之記
幸田氏

国立国会図書館　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用

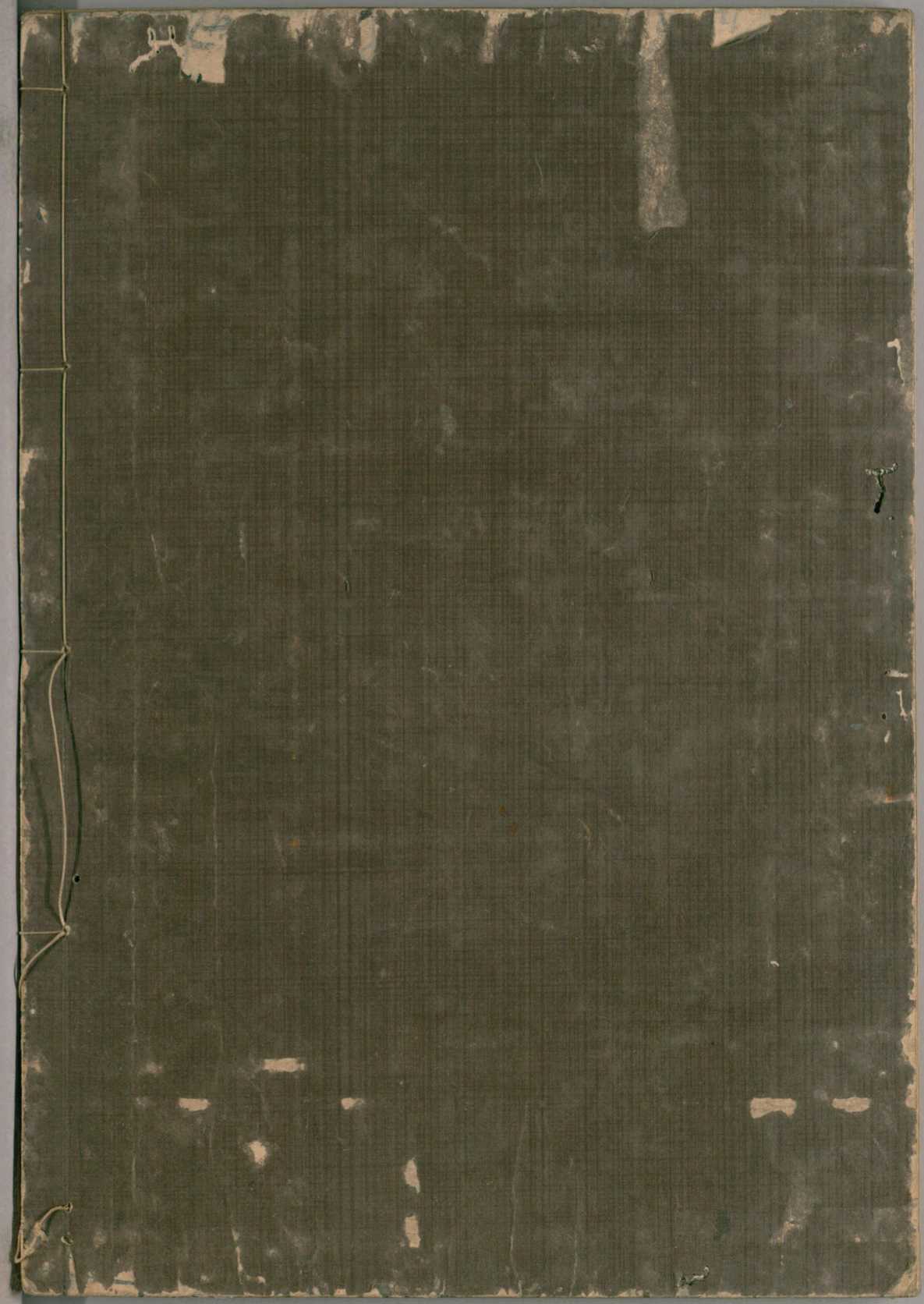

国立国会図書館　　タイトル『日本一統志 155巻』 請求記号 862-160

ガラス使用